

川崎市港湾局土木工事週休2日制試行工事実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨及び、国土交通省港湾局の働き方改革の趣旨に則り、川崎市港湾局が発注する港湾請負工事積算基準に係る週休2日制を推進する試行工事（以下、「港湾局試行工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本要綱の工事現場における週休2日制とは、4週間の期間中に8日の閉所日を原則として適切に確保することをいい、週休2日制の評定は、土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を一つの期間として8日間の閉所日があることとするもので、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方を現場完成日まで設けたとき、それぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日又は休日の取得があること。

2 前項における対象期間は、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等、工事現場で作業を開始した日（以下「現場着手日」という。）以降最初の土曜日を始期とし、現場事務所の撤去、後片付け清掃等、工事現場で作業が全て完了した日（以下「現場完成日」という。）直前の1期間の末日となる金曜日を終期とする。また、次に掲げる期間を除いた期間をいう。

- (1) 工場製作のみを実施している期間
- (2) 工事全体を一時中止している期間

3 本要綱において閉所日は、現場事務所での事務作業を含めた一切の作業を行わず、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状況をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は例外として閉所日数に含めることとする。また、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、閉所日数に含めることとする。なお、次に掲げる期間については原則現場閉所とするが、閉所日数から除く。

- (1) 祝休日
- (2) 夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間）
- (3) 年末年始（土曜日、日曜日、祝日以外の12月下旬～1月上旬の6日間）

(対象工事)

第3条 港湾請負工事積算基準により市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急・管内一円工事
- (2) 社会的要因等により早期に工期完成が望まれる工事
(供用時期が公表され施工条件に制約がある工事や災害復旧工事等)
- (3) 施工時間や施工方法に制約がある工事
- (4) 現場作業が1週間未満の工事
- (5) その他発注者が週休2日制に馴染まないと判断した工事

(試行工事の実施)

第4条 受注者は契約後、施工計画書と併せて休日取得計画・実績書(様式1)(以下「(様式1)」という。)及び週休2日制試行工事実施(取下)届(様式2)(以下「(様式2)」という。)を監督員に提出するものとし、実施期間内は工事現場における週休2日制を確保しなければならない。

- 2 受注者は監督員と協議を行い、やむを得ない事由などにより実施困難な状況であることが認められる場合は(様式2)を監督員に提出し、週休2日制の実施を取りやめることができる。ただし、(様式2)は工事完成期限の1か月前までに提出することとする。

(試行工事の取組内容)

第5条 受注者は、週休2日制を事由として工期を変更することができない。

- 2 受注者は、現場閉所の実績を(様式1)にて監督員に提出するものとする。また、現場閉所の計画に変更が生じた場合は、(様式1)を監督員に提出しなければならない。ただし、天候等の軽微な計画の変更については、監督員と協議し、(様式1)の提出を不要とすることができる。

なお、実績及び計画変更の提出期限については別紙1のとおりとする。

- 3 受注者は、緊急対応のために作業を行う必要が生じた場合など、監督員が相当と認めるときは、休日取得予定日でも作業を行うことができるが、現場閉所日数には含めない。

- 4 受注者は、工事現場における公衆の見やすい場所に、試行工事である旨を明示するものとして次に掲げる事項を記載したA3サイズ以上の大きさの看板を設置するものとする。

(1) 表題 川崎市港湾局土木工事週休2日制試行工事

(2) 概要 建設業の労働環境を改善するため、週休2日制の確保に取り組む試行工事であること。

(3) 発注者及び受注者の名称

記載内容の例

川崎市港湾局土木工事週休2日制試行工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、
週休2日の確保に取り組む試行工事です。

※週休2日制工事とは、4週間の期間内に8日以上
の休暇を取得する工事です。

発注者：〇〇事務所 連絡先 044-XXX-XXXX

受注者：◇◇建設(株) 連絡先 090-///-////

(試行工事の週休2日制実施確認)

第6条 受注者は、前条第2項に規定する(様式1)の提出及び作業日報、安全教育・訓練等の記録資料等の提示により監督員の確認を受けるものとする。また、監督へは毎月(様式1)の提出等を行い、週休2日制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(試行工事の工事成績評定への反映)

第7条 監督員は、前条において4週8休以上の実績を確認した場合は、工事成績評定において1点を加点するものとする。なお週単位や月単位の週休2日を達成した場合においても同様に1点を加点するものとする。

2 監督員は、前条において4週8休以上の実績に達しなかった場合、又は第4条第2項の規定により週休2日制の実施を取りやめた場合であっても、減点を行ってはならない。ただし、疑義が生じた場合はその限りではない。

(試行工事の契約金額への反映)

第8条 当初設計額に、同条第3項に定める補正係数を乗じて補正を行うものとする。

2 監督員は、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休の現場閉所が確認できなかった場合、又は第4条第2項の規定により週休2日制の実施を取りやめた場合は、契約金額のうち該当する補正分を減額して契約変更を行うものとする。

3 設計積算方法は、以下の方法による。

共通仮設費、現場管理費の補正

共通仮設費率 1.02、現場管理費率 1.03 を乗じる。

(港湾請負工事積算基準以外で設計した工事に適用する要領)

第9条 川崎市港湾局が発注する港湾請負工事積算基準以外で設計した工事は、次の各号に示す要領を適用するものとする。

(1) 川崎市週休2日確保工事実施要領（土木工事編）

(2) 川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領（営繕工事編）

なお港湾土木請負積算基準とそれ以外の積算基準の両方を使用した場合、間接工事費率を適用した基準に従うものとする。

(施行期日)

この要綱は、設計年月が令和3年4月以降の工事から施行する。

(施行期日)

この改定要綱は、令和3年7月1日から施行し、設計年月が令和3年7月以降の工事から適用する。

(施行期日)

この改定要綱は、令和4年7月1日から施行し、設計年月が令和4年7月以降の工事から適用する。

(施行期日)

この改定要綱は、令和6年7月1日から施行し、設計年月が令和6年7月以降の工事から適用する。

(施行期日)

この改定要綱は、令和7年7月1日から施行し、設計年月が令和7年7月以降の工事から適用する。なお、本要綱の施行をもって、「川崎市港湾局土木工事以外週休2日制試行工事実施要綱」

を廃止する。

(施行期日)

この改定要綱は、令和8年7月1日から施行し、設計年月が令和8年7月以降の工事から適用する。

【参考：4週8休の確認方法】

1. 起算日は、現場着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）。
2. 1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
3. 1期間（4週間）内に祝休日がある場合では、その期間に8日間と祝休日を合わせた日数の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
4. 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない）。
5. 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以外の期間は評価対象としない（例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない）。

	土	日	月	火	水	木	金	
	①		工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							②
2週間目								1 期間目
3週間目						2週目土曜日の閉所		
4週間目					3週目土曜日の閉所		4週目日曜日の閉所	
5週間目				5週目土曜日の閉所				③
6週間目				6週目土曜日の閉所				2 期間目
7週間目			6週目日曜日の閉所				7週目土曜日の閉所	
8週間目			祝日	祝日の閉所			7週目日曜日の閉所	3 期間目
...								
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

(別紙 1)

川崎市港湾局土木工事週休 2 日制試行工事補足事項

1 休日取得計画・実績書（様式 1）と週休 2 日制試行工事実施（取下）届（様式 2）の提出期限

試行工事の実施と取組		様式と提出期限
試行工事の実施 第 4 条第 1 項・第 2 項		(様式 1 (休日取得計画)) ⇒ 施工計画書提出と併せて提出 (様式 2 (実施届)) ⇒ 施工計画書提出と併せて提出 (様式 2 (取下届)) ⇒ 工事完成期限の 1 か月前までに提出
試行工事の 取組内容 第 5 条第 2 項	毎月の実績	(様式 1 (休日取得実績)) ⇒ 翌月 7 日までに提出
	最終月の実績	(様式 1 (休日取得実績)) ⇒ 現場完成日の翌日までに提出
	計画の変更	(様式 1 (休日取得計画)) ⇒ 適宜 (休日取得計画に変更がなければ提出は不要)

2 工事成績評定への反映（第 7 条第 1 項・第 2 項）

現場閉所実績に応じて、下表により反映する。

現場閉所実績	達 成	未 達 成
4 週 8 休	1 点加点	減点なし

※ 1 なお、週単位や月単位の週休 2 日を達成した場合においても同様に 1 点を加点するものとする。

※ 2 第 4 条第 2 項の規定により週休 2 日制の実施を取りやめた場合であっても、減点を行ってはならない。

(様式1)

休日取得計画・実績書

工事件名	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
受注者名	
提出日	年 月 日

日	曜日	休日取得計画	休日取得実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

以上

(様式 2)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(受注者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

週休2日制試行工事実施（取下）届

週休2日制試行工事の実施について次のとおり申請します。

工事件名	
------	--

届出種類 (欄内の () に○を記入してください。)

実施届 ()
取下届 ()

取下届の申請理由（実施できない理由）

理由を記載してください。